

4 農地取得政策

- (1) 農地法にみる農地取得の考え方
- (2) 農地法における農地取得制度
- (3) 経営基盤強化法にみる農地取得の考え方
- (4) 経営基盤強化法における農地取得制度
- (5) 両取得制度の比較
- (6) 構造改革特別区域とその全国展開
- (7) 農地政策の改革

(1) 農地法にみる農地取得の考え方

1. 農地取得に際しての基本的考え方

農地等(農地および採草放牧地)の権利(所有権と使用収益権)の取得者は、個人と農業生産法人に限定し、不耕作目的の権利取得はこれを厳しく禁止する¹⁾。

2. 具体的措置(必要要件)

- ① すべて耕作要件： 権利取得者またはその世帯員²⁾が、権利取得後、すべての農地等について、耕作・養畜の事業を行うこと (個)(法)
- ② 常時農作業従事要件： 権利取得者またはその世帯員²⁾が、権利取得後、必要な農作業に常時従事すること (個)(×)
- ③ 必要面積要件： 権利取得後の農地等の面積が、50a(都府県平均で北海道は2ha)以上であること³⁾ (個)(法)
- ④ 効率利用要件： 権利取得後、権利取得者またはその世帯員²⁾が、取得した農地等を効率的に利用して農業経営を行うこと (個)(法)

(注1) 今回の農地法改正で、貸借なら、限定的(契約許可時の市町村長への通知義務、許可を受けた者による毎年の利用報告義務、役員1人以上の農業への常時従事義務 etc.)に農業生産法人以外の法人でも農地を取得して農業に参入することが可能となる。

(注2) 今回の農地法改正で、世帯員等となる。等は、世帯員でない2親等内の親族をいう。

(注3) ③の必要面積要件に関しては、平成12年から、知事が独自の面積を定める際の大臣承認は不要となった。また、平成17年の特区の全国展開により、耕作放棄地が多い地域において、地域の耕作規模の状況等に応じ、知事による10a(都府県)までの緩和が可能になった。そして、今回の農地法改正で、農業委員会の判断で引き下げることが可能となる。

3. 農地法第3条許可の権限庁

農地等(農地および採草放牧地)の権利(所有権と使用収益権)の取得を市町村農業委員会(知事)の許可制のもとにおくことにより、権利取得主体を国のもくろむ主体へと誘導する。

権限庁	個人・農業生産法人 ¹⁾	農業協同組合	その他
農業委員会	住所のある市町村の区域内にある農地等の権利取得	農業経営の委託を受けることによる農地等の権利取得	
都道府県知事	住所のある市町村の区域外にある農地等の権利取得	農業経営の受託以外での農地等の権利取得	○前記以外の法人による農地等の権利取得 ○区分地上権(民法269条の2・1項)またはこれと内容を同じくするその他の権利の取得

(注1) 今回の農地法改正で、貸借なら、限定的に認められる農業生産法人以外の法人もここに入る。

(2) 農地法における農地取得制度

要件	個人	農業生産法人	政令指定法人		要件不要法人
			同法人 1	同法人 2	
すべて耕作要件	○	○	○	○	—
常時農作業従事要件	○	—	—	—	—
必要面積要件	○	○	—	—	—
効率利用要件	○	○	○	—	—

- 注 1 : 政令指定法人 1 とは、農地法施行令第 1 条の 4 第 1 項の第 3 号、第 4 号、第 4 の 2 号、第 6 号に掲げたそれぞれの目的に従って権利を取得する法人のことで、具体的には、農協・同連合会・1号農事組合法人、森林組合等、畜産公社、東・中・西日本高速道路株式会社（旧日本道路公団）をいう。
- 2 : 政令指定法人 2 とは、農地法施行令第 1 条の 4 第 1 項の第 1 号、第 2 号、第 5 号に掲げたそれぞれの目的に従って権利を取得する法人のことで、具体的には、農薬会社・肥料会社等、市町村、学校法人・医療法人等をいう。
- 3 : 要件不要法人とは、農地法第 3 条第 2 項のただし書きに従って権利を取得する法人のことで、具体的には、高圧電線を架設する等の法人、受託農業経営事業を行う農協をいう。
- 4 : 農協の農地信託事業における信託開始時・終了時の所有権移転については、農地法第 3 条は適用除外。また、農地保有合理化法人、農業者年金基金の農地取得についても、農地法第 3 条は適用除外¹⁾。

(注1) 今回の農地法改正で、新設される農地利用集積円滑化団体も適用除外。

なお、表には示していないが、今回の農地法改正で、貸借なら、限定的に農業生産法人以外の法人も農地取得が可能となる。

(3) 経営基盤強化法にみる農地取得の考え方

1. 経営基盤強化法第18条(旧増進法第6条)における農用地利用集積計画(旧農用地利用増進計画)の作成

農用地利用集積計画(旧農用地利用増進計画)にかかわる農用地(農地・採草放牧地)、混牧林地、農業用施設用地(ただし、開墾して農用地・農業用施設用地とする未墾地を含む)について、所有権ならびに利用権(賃借権・使用貸借権・農業経営受託権)を取得できる者の範囲を特定している。

2. 誘導に際しての基本的考え方

原則は農地法第3条と同じで、農用地(農地・採草放牧地)の権利(所有権と利用権)の取得者は、個人と農業生産法人に限定し、不耕作目的の権利取得はこれを厳しく禁止する¹⁾。

3. 具体的措置(必要要件)

- ① すべて耕作要件： 権利取得者が、権利取得後、すべての農用地について、耕作・養畜の事業を行うこと (個)(法)
- ② 常時農作業従事要件： 権利取得者が、権利取得後、必要な農作業に常時従事すること (個)(×)
- ③ 効率利用要件： 権利取得後、権利取得者が、取得した農用地を効率的に利用して農業経営を行うこと (個)(法)

(注1) 今回の経営基盤強化法の改正で、賃借なら、限定的(契約許可時の市町村長への通知義務、許可を受けた者による毎年の利用報告義務、役員1人以上の農業への常時従事義務 etc.)に農業生産法人以外の法人でも農地を取得して農業に参入することが可能となる。

(4) 経営基盤強化法における農地取得制度

要件	個人		農業生産法人		政令・省令指定法人				要件不要法人
	農用地	混牧林地・農業用施設用地	農用地	混牧林地・農業用施設用地	政令指定法人		省令指定法人		
					農用地	混牧林地・農業用施設用地	同法人1	同法人2	
						混牧林地・農業用施設用地	農業用施設用地		
すべて耕作要件	○	—	○	—	○	—	—	—	—
常時農作業従事要件	○	—	—	—	—	—	—	—	—
効率利用要件	○	○	○	○	○	○	○	○	—

- 注 1：政令指定法人とは、経営基盤強化法施行令第3条の第2号、第3号、第4号に掲げたそれぞれの目的に従って権利を取得する法人のことで、具体的には、地方公共団体、農協・同連合会・1号農事組合法人、畜産公社をいう。
- 2：省令指定法人1とは、経営基盤強化法施行規則第18条の第3号、第4号に掲げたそれぞれの目的に従って権利を取得する法人のことで、具体的には、非農業生産法人の2号農事組合法人、生産森林組合をいう。
- 3：省令指定法人2とは、経営基盤強化法施行規則第18条の第5号、第6号に掲げたそれぞれの目的に従って権利を取得する法人のことで、具体的には、土地改良事業を行う法人、農業近代化資金助成法による融資の対象となる一定の法人をいう。
- 4：要件不要法人とは、経営基盤強化法第18条第3項第2号のただし書きに従って権利を取得する法人のことで、具体的には、受託農業経営事業を行う農協、農地保有合理化法人（施行規則第18条第2号含む）、農業者年金基金のことをいう¹⁾。なお、法人ではないが、農業生産法人の構成員が当該農業生産法人に利用権の設定等を行うために利用権の設定等を受ける場合もこれに含まれる。
- 5：農用地（農地・採草放牧地）には開墾して農用地とする未墾地を、農業用施設用地には開墾して農業用施設用地とする未墾地を含む。

（注1） 今回の経営基盤強化法改正で、新設される農地利用集積円滑化団体もここに入る。

なお、表には示していないが、今回の経営基盤強化法改正で、貸借なら、限定的に農業生産法人以外の法人も農地取得が可能となる。

(5) 両取得制度の比較

1. 両取得制度の関連

	《農地法》	《経営基盤強化法》
対象とする地域	現況農地、現況採草放牧地	市街化区域を除く事業実施区域
対象とする土地の種類	農地、採草放牧地	農用地(農地, 採草放牧地)、混牧林地、農業用施設用地で、開墾して農用地・農業用施設用地とする未墾地を含む
対象とする権利の内容	所有権、使用収益権(地上権, 永小作権, 質権, 使用貸借権, 賃借権, その他使用収益権)、農協の農業経営受託	所有権、利用権(賃借権, 使用貸借権, 農業経営受託権)

2. 農地法第3条によらなければ農地・採草放牧地の権利を取得できないケース

- ① 農薬会社・肥料会社・種苗会社等が農地等の権利を取得する場合
- ② 森林組合等が樹苗の採取・育成のため農地等の権利を取得する場合
- ③ 学校法人・医療法人・社会福祉法人等が農地等の権利を取得する場合
- ④ 東・中・西日本高速道路株式会社（旧日本道路公団）が農地等の権利を取得する場合
- ⑤ 高圧電線を架設する等のため区分地上権等を取得する目的で農地等の権利を取得する場合
- ⑥ 経営基盤強化法（旧増進法）の農業経営基盤強化促進事業（旧農用地利用増進事業）の対象となっていない地域において農地・採草放牧地の権利を取得する場合

【参考】農用地利用増進事業から農業経営基盤強化促進事業へ

	改正農振法(昭和50年)	利用増進法(昭和55年)	経営基盤強化法(平成5年)	改正経営基盤強化法(平成21年、予定)
事業名と事業の内容	事業名：農用地利用増進事業 事業の内容： ○農用地利用増進事業 【農用地利用増進計画】	事業名：農用地利用増進事業 事業の内容： ①利用権設定等促進事業 【農用地利用増進計画】 ②農用地利用改善事業促進事業 ③農作業受委託促進事業等	事業名：農業経営基盤強化促進事業 事業の内容： ①利用権設定等促進事業 【農用地利用集積計画】 ②農地保有合理化事業促進事業 ③農用地利用改善事業促進事業 【特定農業法人制度】 ④農作業受委託促進事業・農業従事者養成確保促進事業等	事業名：農業経営基盤強化促進事業 事業の内容： ①利用権設定等促進事業 【農用地利用集積計画】 ②農地保有合理化事業促進事業 ③農地利用集積円滑化事業促進事業 ④農用地利用改善事業促進事業 【特定農業法人制度】 ⑤農作業受委託促進事業・農業従事者養成確保促進事業等
事業の実施主体	○市町村	○市町村	○市町村	○市町村
事業の対象地域	○農用地区域（従来は農用地・混牧林地と農用地とする土地であったが、昭和50年から農用地区域のなかに農業用施設用地と同施設用地とする土地が加わった）	○市街化区域を除くすべての地域	○市街化区域を除くすべての地域	○市街化区域を除くすべての地域
事業の対象土地	○農用地	○農用地等(農用地, 混牧林地, 農業用施設用地, 農用地・農業用施設用地とする土地)	○農用地等(農用地, 混牧林地, 農業用施設用地, 農用地・農業用施設用地とする土地)	○農用地等(農用地, 混牧林地, 農業用施設用地, 農用地・農業用施設用地とする土地)
事業に係わる土地の権利の内容	○利用権(賃借権, 使用貸借権)	○利用権(賃借権, 使用貸借権, 経営受託権)と所有権	○利用権(賃借権, 使用貸借権, 経営受託権)と所有権	○利用権(賃借権, 使用貸借権, 経営受託権)と所有権
利用権の設定(等)を受ける者とその要件の規定ならびに利用権の内容の規定	○農用地を対象に農用地利用増進規程・農用地利用増進計画で明記	○農用地等を対象に農用地利用増進事業実施方針・農用地利用増進計画で明記	○農用地等を対象に農業経営基盤強化促進基本構想・農用地利用集積計画で明記	○農用地等を対象に農業経営基盤強化促進基本構想・農用地利用集積計画で明記
合理化法人・農業者年金基金・受託経営農協の増進(集積)計画への参加	○不可能	○可能	○可能	○可能 (新設される農地利用集積円滑化団体も可能)
【参考】 農地保有合理化法人の事業	《農地法による》 ①農地保有合理化促進事業 →農用地区域の農用地と開発して農用地とする土地を対象 ②農業構造の改善に資するための事業 →農用地区域の農用地等を対象	《農地法による》 ①農地保有合理化促進事業 →農振地域の農用地と開発して農用地とする土地を対象 ②農業構造の改善に資するための事業 →農振地域の農用地等を対象 (注)ただし助成対象は農用地区域のみ	《農業経営基盤強化促進法による》 ①農地保有合理化事業 →農振地域の農用地等を対象 イ)農地売買等事業 ロ)農地信託等事業(県公社, 農協) ハ)農業生産法人出資育成事業(県公社) ニ)研修等事業 ②農業構造の改善に資するための事業 →農振地域の農用地等を対象 (注)ただし助成対象は農用地区域のみ	《改正農業経営基盤強化促進法による》 ①農地保有合理化事業 →農振地域の農用地等を対象 イ)農地売買等事業 ロ)農地信託等事業(県公社, 農協) ハ)農業生産法人出資育成事業(県公社) ニ)研修等事業 ②農業構造の改善に資するための事業 →農振地域の農用地等を対象 (注)ただし助成対象は農用地区域のみ
【参考】 農地利用集積円滑化団体の事業(予定)				《改正農業経営基盤強化促進法による》 農地利用集積円滑化事業 イ)農地所有者代理事業 ロ)農地売買等事業 ハ)研修等事業

(6) 構造改革特別区域とその全国展開

構造改革特別区域法(平成14年12月)

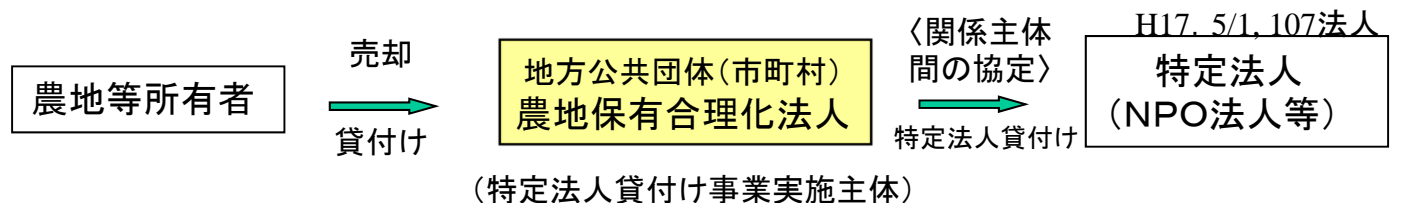
□ 地方公共団体が設定する「構造改革特別区域」において実施される「特定事業」のうち、農地取得に関するもの

1. 耕作放棄地が相当程度存在する区域における、地方公共団体(市町村)または農地保有合理化法人による農地または採草放牧地の特定法人への貸付事業(リース特区)

特定法人: 農業生産法人以外の法人で、①業務執行役員のうち1人以上の者が耕作・養畜の事業に常時従事すると認められること、②当該法人が認定を受けた地方公共団体ならびに事業実施主体と協定を交わして確実に耕作・養畜の事業を行うと認められること、以上の2要件を満たしている法人

H17. 5/1, 107法人

組織形態別:	株式会社(53)、有限会社(28)、NPO法人等(26)
業種別:	建設業(35)、食品関係(29)、その他(43)
作物別:	米麦(22)、蔬菜(36)、果樹(20)、その他(29)



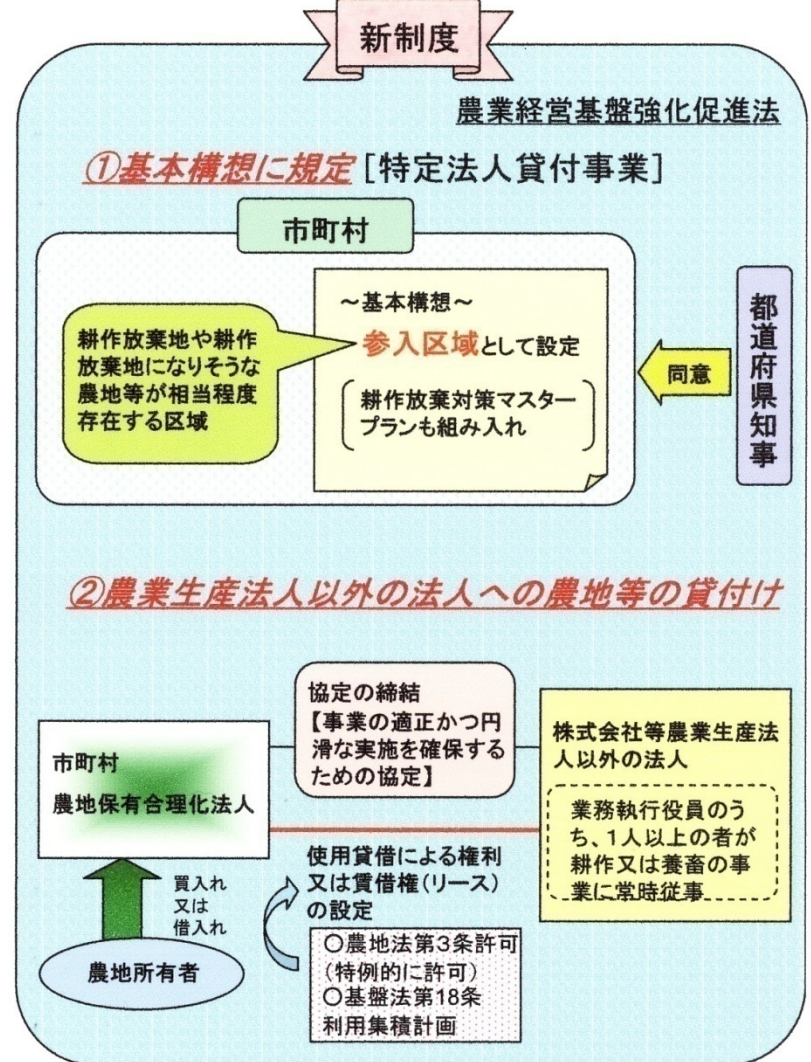
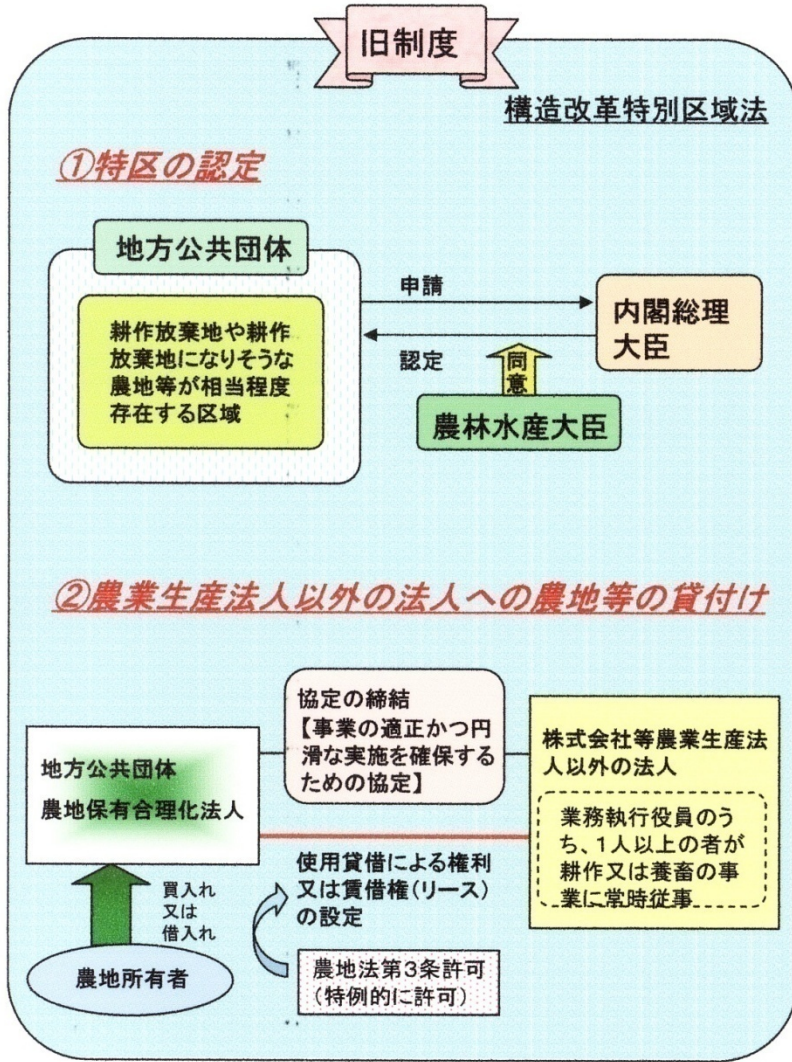
→ 全国展開

耕作放棄地が相当程度存在する区域において、参入法人が市町村ならびに事業実施主体と協定を締結し、農地をリースする方式を、経営基盤強化促進法のなかでできるようになった(平成17年9月1日から)¹⁾。

(注1) 今回の農地法改正で、特定法人貸付事業は廃止される。

【参考】

農業生産法人以外の法人に係る農地法の特例の全国展開



出所:農林水産省HPより

注 : 今回の農地法改正で、特定法人貸付事業は廃止される。

【参考】農業生産法人以外の法人の農業への参入状況

組織形態別にみた特定法人数の推移

単位: 法人数, %

	特定法人				実施市町村
	株式会社	特例有限会社	NPO法人等		
H18.3.1	156 (100)	80 (51.3)	41 (26.3)	35 (22.4)	80
H19.3.1	206 (100)	110 (53.4)	54 (26.2)	42 (20.4)	102
H20.3.1	281 (100)	144 (51.2)	80 (28.5)	57 (20.3)	135

(注) H20.3.1の特定法人数には農業生産法人に移行した3法人を含む。

資料: 農林水産省

業種別にみた特定法人数の推移

単位: 法人数, %

	特定法人			
	建設業	食品関係	その他	
H18.3.1	156 (100)	57 (36.5)	41 (26.3)	58 (37.2)
H19.3.1	206 (100)	76 (36.9)	46 (22.3)	84 (40.8)
H20.3.1	281 (100)	94 (33.5)	65 (23.1)	122 (43.4)

(注) H20.3.1の特定法人数には農業生産法人に移行した3法人を含む。

資料: 農林水産省

営農類型別にみた特定法人数の推移

単位: 法人数, %

	特定法人							
	米麦	野菜	果樹	畜産	花き・花木	工芸作物	複合	
H18.3.1	156 (100)	30 (19.2)	65 (41.7)	24 (15.4)	6 (3.8)	3 (1.9)	5 (3.2)	23 (14.7)
H19.3.1	206 (100)	38 (18.4)	84 (40.8)	30 (14.6)	6 (2.9)	5 (2.4)	8 (3.9)	35 (17.0)
H20.3.1	281 (100)	52 (18.5)	109 (38.8)	49 (17.4)	7 (2.5)	6 (2.1)	9 (3.2)	49 (17.4)

(注1) H20.3.1の「複合」における第1順位の作目は、米麦21、野菜14、果樹7、工芸作物4、畜産2、花き・花木1である。

(注2) H20.3.1の特定法人数には農業生産法人に移行した3法人を含む。

資料: 農林水産省

注 : 今回の農地法改正で、特定法人貸付事業は廃止される。

2. 地方公共団体(市町村)・農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業 (市民農園特区)

◇ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年)の概略

◎特定農地貸付けの要件

1. 開設者は市町村か農協
2. 1区画は10a(1,000㎡)未満
3. 5年以内の貸付け
4. 営利目的での栽培はダメ
5. 相当数の人を対象に一定の条件の貸付け

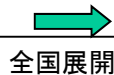
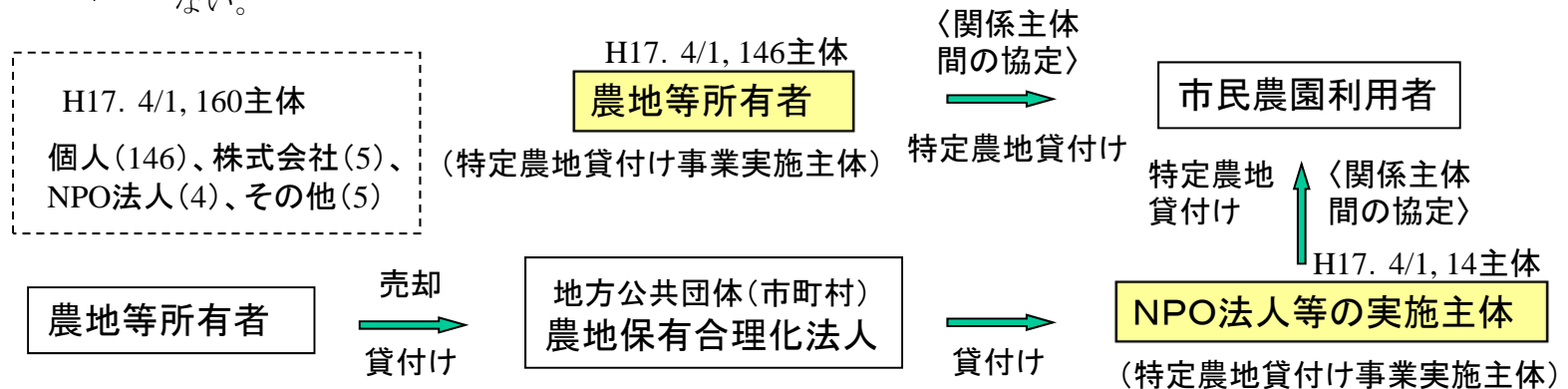
◎特定農地貸付けの手続き

1. 市町村や農協が特定農地貸付けを行うときは、貸付規程を作って農委に提出する。
2. 農委はこれを審査し、妥当であれば承認する。
3. このとき農地の権利の移動に関しては農地法第3条の許可は特例として不要で、また、耕作権保護等の諸規定(小作地所有制限、解約等の制限、小作料等)も適用されない。

→ 市町村は農地を買えるが、農協は組合員の農地を借りれるだけ

◎特定農地貸付けの対象地域

限定はないが、市街化区域内の土地区画整理事業施行区域については、生産緑地法等都市計画上の位置づけがなされているものを除き、原則として特定農地貸付けは行わない。



国の認定なしで、市町村、農協以外の者が、市町村等とのあいだで協定を結ぶことにより、特定農地貸付けによる市民農園開設が可能になった(平成17年9月1日から)。

【参考】 市民農園の開設数と開設状況

市民農園の開設数の推移

	平成5年度末	平成10年度末	平成15年度末	平成17年度末	平成18年度末
地方公共団体	807	1,607	2,258	2,321	2,342
農業協同組合	217	423	481	494	494
農業者	15	89	149	196	283
構造改革特区			16	108	111
その他(NPO等)				5	16
計	1,039	2,119	2,904	3,124	3,246
市民農園整備促進法	76	234	360	396	408
特定農地貸付法	963	1,885	2,544	2,728	2,838

市民農園の地帯別開設状況(平成19年3月現在)

	農園数	区画数	面積(ha)
都市的地域	2,515	127,095	676
平地農業地域	186	10,635	117
中間農業地域	383	15,726	206
山間農業地域	162	6,238	102
全国	3,246	159,694	1,101


資料:農林水産省

注 : 市民農園整備促進法(平2)では、特定農地貸付方式と入園契約方式が認められている。

3. 省令改正による下限面積要件特区

農地の権利取得の下限面積要件の特例:

耕作放棄地が多い地域において、最低50アールを最低10アールまで緩和することが可能となった。(H16.10/1, 52地区)


 **全国展開** 耕作放棄地が多い地域において、地域の耕作規模の状況等に応じ、国の認定なしで緩和が可能になった(平成17年9月1日から)。

注 : 今回の農地法改正で、農業委員会の判断で引き下げることが可能になる。

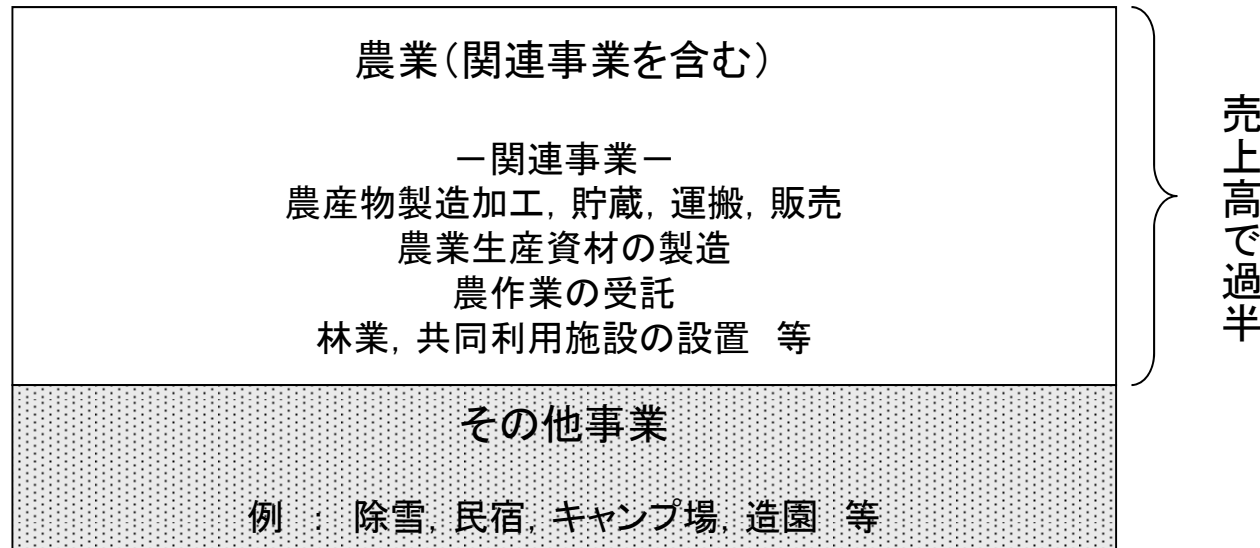
4. 省令改正による関連事業範囲特区

農業生産法人の行う関連事業の範囲の特例:

民宿業や都市との交流施設の設置・運営等が、その他事業でなく、農業関連事業(農業生産法人の事業要件=農業(関連事業含む)で売上高の過半を占めること)として認められることになった。(H16.10/1, 3地区)

 **全国展開** 国の認定なしで、関連事業として民宿業や交流施設の設置・運営が可能になった(平成17年9月1日から)。

【参考】 農業生産法人の事業要件



注 : 関連事業範囲特区では、民宿業や都市との交流施設の設置・運営等も関連事業として認められるようになった。
(H17.9.1 からは、国の認定なしで特区外にも適用される)

(7) 農地政策の改革

農地法等の一部を改正する法律案（平成 21 年 6 月 17 日成立）

■ 農地法の改正

[1] 法律の目的の見直し

- ① 「農地は耕作者自らが所有することを最も適当である」とする考え方（自作農主義）を、「耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進」するとの考え方（利用者主義）に改める。（第 1 条関係）
- ② ①の見直しに併せ「農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない」という責務規定を新設する。（第 2 条の 2 関係）

目的の見直しに伴い

「小作地の所有制限」「国による小作地の強制買収」「特定法人貸付事業」の条文は廃止し、自ら耕作する者以外でも「効率的に利用する者」であれば農地を借りることができるとする「貸借規制の緩和」が行われる。

[2] 農地の権利移動規制の見直し

第3条の「農地の権利移動規制」は、農地の権利を取得する者について、現行の許可要件を引き続き原則とした上で、規制強化と規制緩和をセットで導入する。

□ 規制強化

- ① 周辺農地の効率的利用の確保：地域の集団的な農地利用を乱すような権利取得を農業委員会（又は知事）が排除し、また取得後の不適正利用も排除しうる仕組みを新設。（第3条第2項第7号関係）

□ 規制緩和

- ② 貸借規制の緩和：農地の貸借について、農地を適正に利用していない場合に貸借を解除する旨の条件を契約に付させることにより、農作業に常時従事すること（個人の場合）及び農業生産法人であること（法人の場合）の要件を課さない（ただし、参入要件として、地域の農業者との適切な役割分担や経営の継続性・安定性の見込み、法人の場合、役員1人以上の農業への常時従事が必要）ことができることとする。なお、契約許可にあたっては市町村長への通知を義務化し、許可者には利用に関する報告が毎年義務づけられる。契約による貸借の解除がなされない場合には、農業委員会（又は知事）による許可取消が行われる。（第3条第3項関係、第3条の2関係）

→ これにより、貸借の場合、一般企業を含めて多様な担い手（株式会社、NPO法人等）に門戸を開放する。（なお、このような仕組みは、農業経営基盤強化促進法の利用権設定等促進事業にも適用される。）

- ③ 農業生産法人の要件緩和：農業生産法人の要件については、構成員要件に農作業委託者を加える。また、出資制限におけるいわゆる 1/10 要件を廃止する。さらに、連携して事業を実施する「農商工連携事業者等」が出資するときは、議決権合計の上限を総議決権の 1/2 未満に緩和する。(第 2 条第 3 項第 2 号ホ関係、第 2 条第 3 項第 2 号関係)
- ④ 長期賃貸借の創設：民法で 20 年以内とされる農地賃貸借の存続期間を、50 年まで可能とする。(第 19 条関係)
- ⑤ 下限面積の引き下げと相続農地等の届出：下限面積は、農業委員会の判断で引き下げられる。また、相続等により許可を受けずに農地の権利を取得したときは、遅滞なく属地の農業委員会に届け出なければならない規定を設ける。(第 3 条第 2 項第 5 号関係、第 3 条の 3 関係)

[3] 農地転用規制の強化

許可不要であった公共転用のうち、学校・病院等公共施設への転用については、許可権者（都道府県等）と法定協議を行う仕組みを新設する。また、違反転用が行われた場合において、知事等による行政代執行制度を創設する。(第 4 条第 1 項第 2 号関係、同第 5 項関係、第 5 条第 1 項第 1 号関係、同第 4 項関係、第 51 条第 3 項関係、第 67 条関係、第 59 条関係)

[4] 遊休農地対策の強化

遊休農地対策については、現行の農業経営基盤強化促進法に基づく規定を農地法に移した上で、新たな規定を設けて拡充する。(第 30 条～第 44 条関係)

■ 農業経営基盤強化促進法の改正

[1] 農地利用集積円滑化事業の創設

農地を面的にまとめて効率的に利用できるようにするため、「農地利用集積円滑化事業」を創設する。これにより、市町村、市町村公社、農協、地域担い手育成総合支援協議会等が「農地所有者代理事業」（所有者の委任を受け、その者を代理して担い手に農地を売渡し、貸付けまたは作業委託や経営委託を行う仕組み）を行う。これによって成立する農地貸借も現行の利用権設定の仕組みで行う。なお、農地利用集積円滑化事業には、①農地所有者代理事業、②農地売買等事業、③研修等事業がある。（第4条第3項関係、第6条第2項第5号関係、第11条の9～第11条の13関係）

[2] 利用権設定の円滑化

共有農地の利用権設定について、全員の同意が必要であったものを、5年以内であれば「共有持分の1/2を超える同意」で足りることにする。（第18条第3項第3号関係）

[3] 特定農業法人の範囲の拡大

農業生産法人に限られていた特定農業法人を、農業生産法人以外の法人にも拡大する。（第23条第4項関係）

[4] 特定法人貸付事業の廃止

農地法改正による権利移動規制の見直しに伴い、特定法人貸付事業を廃止する。